

アスベスト対策に関する行政評価・監視
—飛散・ばく露防止対策を中心として—

結 果 報 告 書

(抜 粋)

平成28年5月

総務省行政評価局

目 次

第1 行政評価・監視の目的等	1
第2 行政評価・監視結果	2
1 アスベスト対策の概要.....	2
2 建築物の解体時等におけるアスベストの飛散・ばく露防止対策.....	26
(1) 事前調査の適正な実施の確保.....	26
(2) 関係法令に基づく届出情報の共有と活用の促進.....	66
(3) 事前調査結果等の適切な掲示の確保.....	90
(4) 大気中へのアスベストの飛散防止の徹底.....	97
(5) 立入検査の実効性の確保.....	133
(6) レベル3のアスベスト含有建材の適切な処理の推進.....	141
3 災害時におけるアスベストの飛散・ばく露防止対策.....	157
4 建築物等におけるアスベスト含有建材の使用実態の把握.....	178
(1) アスベスト使用実態調査の適切な実施及び拡充.....	178
(2) アスベスト台帳の整備の促進.....	223

表2-1)-⑦ 事前調査により建築物等に使用されているレベル1又はレベル2のアスベスト含有建材が適切に把握されないまま解体等工事が開始された事例等

(集計表)

(単位：件)

分類	合計	時期			届出		飛散のおそれ	
		周知前	周知後	未周知	有	無	有	無
① 設計図書の確認や外側からの目視のみでは確認できない箇所に係る事前調査が不十分であったこと等により、アスベスト含有建材を把握していなかったもの	32	13	19	—	9	23	16	16
② 発注者から受注した事業者に対するアスベスト含有建材の使用状況に関する不適切な説明等により、事業者が事前調査を適切に行わなかったもの	10	5	5	—	0	10	8	2
③ 工事関係者間で事前調査結果に関する情報等が適切に共有されず、適切なアスベスト飛散・ばく露防止措置が講じられないまま解体等工事が進められたもの	7	3	4	—	1	6	6	1
④ アスベストを含有する可能性が高い吹付け材等が使用されているにもかかわらず、分析調査を適切に行わなかったもの	4	1	3	—	1	3	2	2
⑤ 大防法及び安衛法の規制対象工事と認識せずに、解体等工事を開始したもの	3	—	—	3	0	3	0	3
⑥ 解体等工事の対象建築物等で既に把握されたアスベスト含有建材の使用状況から、他の箇所でも使用が疑われるにもかかわらず、十分な調査が行われなかったもの	2	—	—	2	2	0	1	1
⑦ アスベスト含有建材の飛散性のレベルを実際よりも低いものと認識し、飛散性に応じた措置を行わなかったもの	2	—	—	2	0	2	2	0
⑧ 損壊等により立入りが困難な箇所があり、他の箇所の調査のみでアスベスト含有建材がないと結論付けるなど、判断が不適切なもの	2	—	—	2	0	2	2	0
全体	52	18	28	6	11	41	29	23

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「時期」欄の周知前後は、次による。

①及び③については、「建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底について～第9回東日本大震災アスベスト対策合同会議の専門家意見を踏まえ～」が通知された平成25年1月以前に発生した例が「周知前」、同年2月以後に発生した例が「周知後」

②については、「建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底について～第8回東日本大震災アスベスト対策合同会議の専門家意見を踏まえ～」が通知された平成24年10月以前に発生した例が「周知前」、同年11月以後に発生した例が「周知後」

- ④については、技術上の指針が公示された平成24年5月以前に発生した例が「周知前」、同年6月以後に発生した例が「周知後」
- 3 「届出」欄の「有」は、レベル1又はレベル2のアスベスト含有建材の使用が事前調査で一部把握され、その限りで大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出が行われた後、工事開始後に別の箇所から未把握のアスベスト含有建材の使用が判明したものの、「無」は、事前調査の段階ではアスベスト含有建材の使用が全く把握されず、各届出が行われないうまま工事が開始されたものを指す。
- 4 「飛散のおそれ」欄の「有」は、アスベスト含有建材の把握後も、飛散・ばく露防止措置が講じられないまま作業が進められるなど、飛散・ばく露が発生したおそれのあるものを指す。
- 5 複数の分類に該当する例があるため、「全体」欄の件数は、各分類の合計とは一致しない。

(個別表)

No.	発生時期	発生地域	概要	届出	飛散のおそれ	分類
1	平成27年2月	北海道	建築物の解体工事において、旧ボイラー室にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま当該建材が除去された。 札幌市は、当該建材が適切に把握されなかった原因について、次の点を挙げている。 ① 当該建材は、平成23年に封じ込めの処理が行われていたが、その情報を発注者が事業者に伝えていなかったこと。 ② 事業者による目視の調査において、当該建材が見落とされたこと。	無	有	①②
2	平成25年11月	北海道	建築物の解体工事において、内壁の内側にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま工事が開始され、内壁の撤去後に発見された。 事業者は、当該建材を適切に把握できなかった原因について、外側からの目視のみでは確認できない内壁の内側を調査していなかったことを挙げており、札幌市も、事業者による事前調査が不十分であったことによるものとしている。	無	—	①
3	平成25年6月	北海道	建築物の解体工事において、天井裏にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま工事が開始され、天井板の撤去後に発見された。 札幌市が、事業者からの報告により状況を把握し、立入検査を行ったところ、当該建材の一部が床に落下していた。	無	有	①

No.	発生時期	発生地域	概要	届出	飛散のおそれ	分類
4	平成24年12月	北海道	<p>札幌市は、当該建材が適切に把握されなかった原因について、外側からの目視のみでは確認できない天井裏の調査が不十分であったことを挙げている。</p> <p>建築物の解体工事において、天井裏にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま工事が開始され、天井板の撤去後に発見された。</p> <p>札幌市が、事業者からの報告により状況を把握し、立入検査を行ったところ、当該建材の一部が床に落下していた。</p> <p>当該建材が適切に把握されなかった原因について、札幌市が事業者に聴取した結果は、次のとおりであった。</p> <p>① 建築物の所有者からアスベスト含有建材は使用されていないとの説明を受けていたこと。</p> <p>② 当該建築物では、改修工事が複数回行われた結果、天井の内装材が厚くなっており、天井裏の調査が行いにくかったこと。</p> <p>また、札幌市が、事業者からの報告を受けて立入検査を行い、作業の中止を指導したにもかかわらず、その後も現場において作業が進められていることから、内部での情報共有が不足していたことが考えられる。</p>	無	有	①② ③
5	平成24年12月	北海道	<p>建築物の解体工事に係る事前調査において、2階出窓天井部分にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていることが把握されたため、当該建材について、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出が行われた。</p> <p>しかし、当該建築物においては、1階出窓天井部分でもレベル1のアスベスト含有建材が使用されており、これについては、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま工事が開始され、天井板の撤去後に発見された。</p> <p>札幌市が、事業者からの報告により状況を把握し、立入検査を行ったところ、当該建材の一部が床に落下していた。</p> <p>札幌市は、当該建材が適切に把握されなかった原因について、外側からの目視のみでは確認できない天井裏の調査が不十分であったことを挙げている。</p> <p>また、2階出窓天井部分にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていることが把握されている以上、1階の同一構造の箇所については、特に注意すべきであったものと考えられる。</p>	有	有	①⑥

No.	発生時期	発生地域	概要	届出	飛散のおそれ	分類
6	平成24年11月	北海道	<p>建築物の解体工事において、天井裏にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま着工され、天井板の撤去後に発見された。</p> <p>札幌市が、事業者からの報告により状況を把握し、立入検査を行ったところ、当該建材の一部が床に落下していた。</p> <p>札幌市は、当該建材が適切に把握されず、各届出及び飛散・ばく露防止措置が講じられないまま作業が進められた原因について、次の点を挙げている。</p> <p>① 外側からの目視のみでは確認できない天井裏の調査が不十分であったこと。</p> <p>② 事業者は、発見された当該建材について、アスベストの含有に関する分析を専門の機関に依頼したが、その間における内部での情報共有が不足していたこと。</p>	無	有	①③
7	平成23年7月	北海道	<p>建築物の解体工事において、煙突にレベル2のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま当該煙突が解体された。</p> <p>札幌市は、当該建材が適切に把握されなかった原因について、設計図書にレベル2のアスベスト含有建材が使用されている旨の記載があったにもかかわらず、事業者が目視のみで使用されたいないと判断したことを挙げている。</p>	無	有	①
8	平成23年6月	北海道	<p>建築物の解体工事に係る事前調査において、煙突にレベル2のアスベスト含有建材が使用されていることが把握されたため、当該建材について、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出が行われた。</p> <p>しかし、当該建築物においては、外装のパネルの内側にもレベル1のアスベスト含有建材が使用されており、これについては、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま工事が開始され、事業者が外装のパネルに穴を開けた際に発見された。</p> <p>札幌市及び札幌中央労基署は、当該建材が適切に把握されなかった原因について、設計図書にレベル1のアスベスト含有建材が使用されている旨の記載があったにもかかわらず、事業者がこれを見落としていたことを挙げている。</p>	有	—	①

No.	発生時期	発生地域	概要	届出	飛散のおそれ	分類
9	平成23年4月	北海道	建築物の解体工事において、煙突にレベル2のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま当該煙突が解体された。 札幌市が、通報により状況を把握し、立入検査を行ったところ、煙突下部のがれきの中に当該建材があったほか、煙突周辺の屋根にも堆積していた。 札幌市及び札幌東労基署は、当該建材が適切に把握されなかった原因について、事業者が、アスベスト含有建材が使用されていた煙突の工事に携わった経験がなく、煙突内部を自視により調査せずに、アスベスト含有建材は使用されていないと判断したことを挙げている。	無	有	①
10	平成23年4月	北海道	建築物の解体工事において、煙突にレベル2のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま当該煙突が解体された。 札幌市及び札幌中央労基署が、通報により状況を把握し、立入検査を行ったところ、当該建材の一部が落下していた。 札幌市及び札幌中央労基署は、当該建材が適切に把握されなかった原因について、事業者が、設計図書を有しない状況において、目視による調査を十分に行わなかったことを挙げている。	無	有	①
11	平成26年5月	宮城県	建築物の解体工事において、煙突にレベル2のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま当該煙突が解体された。 仙台労基署は、各届出及び飛散・ばく露防止措置が講じられないまま作業が行われた原因について、当初から工事に関与していた事業者は、当該建材について把握していたが、その情報が後に共同で工事を行うこととなった事業者に伝わっておらず、当該事業者が、当該建材を把握しないまま作業を進めたことを挙げている。	無	有	③
12	平成25年4月	宮城県	建築物の解体工事に係る事前調査において、煙突にレベル2のアスベスト含有建材が使用されていることが把握されたため、当該建材について、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出が行われた。 安衛法に基づく届出を受けた石巻労基署が立入検査を行ったところ、機械室及びボイラ	有	-	④

No.	発生時期	発生地域	概要	届出	飛散のおそれ	分類
13	平成24年8月	宮城県	<p>一室の配管にも、レベル2のアスベスト含有建材に該当するおそれのある建材が使用されていたため、同署は工事中止及び分析を指示した。その結果、当該建材にもアスベストが含有されていることが判明した。</p> <p>石巻労基署は、当該建材にアスベストが含有されていることが適切に把握されなかった原因について、事業者が、十分な資料に基づかずアスベストを含有していないと判断し、分析調査を行わなかったことを挙げている。</p> <p>建築物の解体工事にについて、当該解体に先立ち、事業者は、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出を行い、レベル1のアスベスト含有建材を除去した。</p> <p>しかし、支柱の内部に使用されていたレベル1のアスベスト含有建材については、事前調査で把握されていなかったことから、除去されおらず、当該建材が残されたまま、解体工事が進められた。</p> <p>宮城県及び石巻労基署は、当該建材が適切に把握されなかった原因について、外側からの目視のみでは確認できない支柱の内部の調査が不十分であったことを挙げている。</p> <p>また、石巻労基署は、その背景として、当該工事が、多数行われていた東日本大震災で被災した建築物に係る工事の一つであり、アスベストについて十分な知識を有しない事業者が行ったことを指摘している。</p>	有	有	①
14	平成24年1月	宮城県	<p>建築物の解体工事にについて、2階のはりにレベル1のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられなかったまま解体作業が進められた。</p> <p>震災廃棄物の搬入場において、レベル1のアスベスト含有建材が付着した鉄骨が発見されたことから発覚し、仙台市及び仙台労基署が立入検査を行ったところ、解体が終わっていない箇所当該建材が残っていたため、作業の中止を指示した。</p> <p>当該建築物は東日本大震災で全壊しており、4階建てであったが、損壊が激しく2階以上の立入りが危険なため、発注者は、1階の吹付け材についてのみ分析を行い、アスベスト含有建材は使用されていないと判断した。しかし、環境省の災害時対応マニュアルでは、被災による損壊で危険な場合、原則として、補強等を行った上で事前調査を行い、それが困難な場合には、建築物の周辺を養生シートで覆い、薬液等を散布しつつ解体を行うこととされており、2階から4階までの調査ができない場合、当該方法によるべきところと考え</p>	無	有	②⑧

No.	発生時期	発生地域	概要	届出	飛散のおそれ	分類
15	平成24年1月	宮城県	<p>建築物の解体工事において、天井裏にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま解体作業が進められた。</p> <p>仙台市及び仙台労働基準局は、各届出及び飛散・ばく露防止措置が講じられないまま作業が行われた原因について、発注者及び元請業者は、当該建材を把握していたものの、その情報が下請業者に適切に共有されず、当該下請業者が、当該建材を把握しないまま作業を進めたことを挙げている。</p> <p>なお、発注者が行った建設リサイクル法に基づく届出には、レベル1のアスベスト含有建材が使用されている旨が記載されていた。</p>	無	有	③
16	平成23年11月	宮城県	<p>建築物の解体工事に係る事前調査において、レベル1のアスベスト含有建材が使用されていることが把握されたため、当該建材について、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出が行われた。</p> <p>仙台市が、当該建築物の敷地境界におけるアスベスト濃度の測定を行ったところ、360本/L (大気1リットル当たりのアスベスト繊維が360本) <small>(注)</small> が検出された。</p> <p><small>(注)</small> 環境省は、解体等工事の敷地境界におけるアスベスト濃度測定について、漏えい監視の観点からの目安を1本/Lと示している (後述項目2(4)イ参照)。</p> <p>このため、仙台市及び仙台労働基準局が立入検査を実施したところ、上記の大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出に係る箇所では飛散・ばく露防止措置が講じられていたが、別の箇所において、レベル1のアスベスト含有建材が天井裏に使用されており、当該建材が、飛散・ばく露防止措置が講じられないまま、天井と共に破砕されていた。</p> <p>仙台市は、当該建材が適切に把握されなかった原因について、本件は、外側からの目視</p>	有	有	①

No.	発生時期	発生地域	概要	届出	飛散のおそれ	分類
17	平成23年11月	宮城県	<p>のみでは確認できない天井裏の調査が不十分であったことを挙げているほか、仙台労働基準局は、当該建材の把握後においても、事業者が、工期どおりに工事を行うため、飛散・ばく露防止措置を行わなかったと指摘している。</p> <p>建築物の改修工事において、地下の配管にレベル2のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま当該建材が除去された。</p> <p>石巻労働基準局は、当該建材が適切に把握されなかった原因について、次の点を挙げている。</p> <p>① 当該建築物については、平成23年7月に各居室の天井に使用されたレベル1のアスベスト含有建材の除去が行われており、発注者は、この際に、地下の配管に使用されたレベル2のアスベスト含有建材も全て除去されたものと誤認したこと。</p> <p>② 事業者は、発注者から当該建築物のアスベスト含有建材は全て除去されていると説明され、再度十分な事前調査を行わなかったこと。</p>	無	有	②
18	平成26年4月	埼玉県	<p>建築物の解体工事において、外装のパネルの内側にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま工事が開始され、事業者が外装のパネルを撤去した際に発見された。</p> <p>さいたま市は、当該建材が適切に把握されなかった原因について、外装のパネルの内側が通常アスベスト含有建材が使用されていない箇所であったことを挙げている。</p> <p>しかし、環境省及び厚生労働省の通知^(注)では、アスベスト含有建材を見落とす例が例として、外装のボードや金属パネルの内側にアスベスト含有建材が使用されている例が挙げられており、外側からの目視のみでは確認できない当該箇所の調査が不十分であったことが考えられる。</p> <p>(注)「建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底について～第8 回東日本大震災アスベスト対策合同会議の専門家意見を踏まえ～」及び「大気汚染防止法に基づく立入検査マニュアル策定の手引き(建築物等の解体等現場)」(平成26年7月4日付け環水大発第1407243号)</p>	無	—	①

No.	発生時期	発生地域	概要	届出	飛散のおそれ	分類
19	平成25年5月	埼玉県	<p>建築物の改修工事において、天井裏にレベル2のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま当該建材が除去された。</p> <p>事業者が、産業廃棄物として搬出する時点で、当該建材がアスベストを含有している可能性に気付き、分析を行ったところ、アスベストの含有が判明したものである。</p> <p>当該建材は、外側からの目視のみでは確認できない天井裏に使用されており、事業者は、天井に点検口がなく、改修工事であったため、天井に穴を開けることには慎重ならざるを得なかったとしている。</p> <p>しかし、当該建材の把握が産業廃棄物として搬出する時点であったことを踏まえると、天井板の撤去後において、速やかに当該建材を把握し、分析を行う必要があったものと考えられ、事業者も、川口労基署の指導に対し、天井内が確認でき次第分析を行うことにより再発防止を図ると回答している。</p>	無	有	①
20	平成26年10月	千葉県	<p>工作物の解体工事において、電気設備の裏側にレベル2のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま当該建材が除去された。</p> <p>事業者が、除去後に当該建材がアスベストを含有している可能性に気付き、分析を行ったところ、アスベストの含有が判明したものである。</p> <p>千葉市は、当該建材が適切に把握されなかった原因について、次の点を挙げている。</p> <p>① 外側からの目視のみでは確認できない電気設備の裏側の調査が不十分であったこと。</p> <p>② 電気設備の撤去後においても、速やかな当該建材の把握及び分析が行われなかったこと。</p>	無	有	①
21	平成27年3月	東京都	<p>建築物の改修工事において、天井にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま当該建材が除去された。</p> <p>当該建築物の別棟の改修工事について、東京都が、レベル1のアスベスト含有建材が使用されているとして大防法に基づく届出が行われたことを受けて立入検査を行ったところ、既に行われた工事について、大防法に基づく届出等が行われていないことが判明した。</p> <p>発注者は、過去にアスベスト含有建材の使用状況を調査しており、当該建材にアスベ</p>	無	有	②

No.	発生時期	発生地域	概要	届出	飛散のおそれ	分類
22	平成27年6月	神奈川県	<p>トが含有されていることを把握していたものの、手違いにより、事業者に伝えていなかったとしていた。</p> <p>また、当該建材は露出した状態であったことから、事業者の目視による調査も十分に行われなかったことが考えられる。</p> <p>建築物の解体工事において、天井裏にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま工事が開始され、天井板の撤去後に発見された。</p> <p>川崎市は、当該建材が適切に把握されなかった原因について、事業者は天井板に穴を開けて天井裏を確認したが、当該建材は開口部から離れた一部の箇所のみ使用されていたことを挙げている。</p> <p>しかし、環境省及び厚生労働省の通知^(注)では、アスベスト含有建材を見落とすしやすい例として、敷居のない大フロアで奥の1区画のみ吹き付けられている例が挙げられており、外側からの目視のみでは確認できない天井裏の調査が不十分であったことが考えられる。</p> <p>(注) No.18の注参照。</p>	無	—	①
23	平成26年9月	神奈川県	<p>建築物の解体工事において、支柱にレベル2のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま工事が開始された。</p> <p>当該建築物に使用されたレベル3のアスベスト含有建材は把握されており、当該建材について条例に基づく届出を受けた川崎市が立入検査を行ったところ、把握されていないレベル2のアスベスト含有建材が発見された。</p> <p>川崎市は、当該建材が適切に把握されなかった原因について、当該箇所におけるレベル1及びレベル2のアスベスト含有建材の使用状況に関する調査が改めて行われることとなっていたが、事前調査の進捗状況に関する事業者間の情報共有が不十分であったことから、事業者は、全ての調査が既に終了し、レベル3のみが使用されていると誤認していたことを挙げている。</p>	無	—	③

No.	発生時期	発生地域	概要	届出	飛散のおそれ	分類
27	平成22年9月	神奈川県	<p>建築物の解体工事において、柱にレベル2のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま当該建材が除去された。</p> <p>神奈川県建設リサイクル法担当部局が、同法に基づく立入検査を行った際、飛散性が低く、大防法に基づく届出等を要しないレベル3のアスベスト含有建材として事業者が認識している建材について、飛散性の高いレベル2に該当すると事業者指摘した。</p> <p>神奈川県は、当該建材がレベル2のアスベスト含有建材として適切に把握されなかった原因について、鉄骨にレベル2のものを使用する例が少ない上、レベル3に該当するアスベスト含有成形板と同様の板状のものであったために、事業者が誤認したことを挙げている。</p>	無	有	⑦
28	平成26年11月	新潟県	<p>配管の点検工事において、配管にレベル2のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま当該建材が除去された。</p> <p>事業者は、作業途中で当該建材がアスベスト含有建材であることを判明したため、分析調査を行った結果、レベル2のアスベスト含有建材であることが判明したものである。</p> <p>新潟市及び新潟労基署は、当該建材が適切に把握されなかった原因について、当該配管検査を緊急に実施した状況において、発注者から事業者へのアスベスト含有建材の使用状況の伝達が行われなかったことを挙げている。</p> <p>また、事業者は、作業途中において当該建材のアスベスト含有の可能性を認識しているが、発注者からアスベスト含有建材の使用状況について伝達がない場合でも、作業開始前に、十分な事前調査を行う必要があったものと考えられる。</p>	無	有	②
29	平成23年11月	新潟県	<p>建築物の解体工事において、煙突にレベル2のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま煙突が解体された。</p> <p>事業者は、煙突の解体後に、使用されていた建材がアスベストを含有している可能性に気付いたため、分析調査を行った結果、レベル2のアスベスト含有建材であることが判明したものである。</p> <p>長岡労基署は、当該建材が適切に把握されなかった原因について、煙突に使用されていたアスベスト含有建材は昭和62年まで製造されていたものが、事業者が、当該建</p>	無	有	⑧

No.	発生時期	発生地域	概要	届出	飛散のおそれ	分類
30	平成22年9月	新潟県	<p>建築物が建てられた59年には、アスベスト含有建材は既に使用されていなかったと誤認したために、十分な事前調査を行わなかったことを挙げている。</p> <p>建築物の解体工事に係る事前調査において、2階及び3階の天井及びびはりにレベル1のアスベスト含有建材が使用されていることが把握されたため、当該建材について、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出が行われた。</p> <p>しかし、当該建築物においては、3階の軒先の屋根裏にもレベル1のアスベスト含有建材があり、これについては、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま工事が開始され、天井板の撤去後に発見された。</p> <p>新潟県が、近隣住民からの通報により状況を把握し、立入検査を行ったところ、当該建材の一部が落下していた。</p> <p>新潟県は、当該建材が適切に把握されなかった原因について、天井裏にアスベスト含有建材が使用されている場合、軒先の屋根裏にも使用されていることは想定し得るにもかかわらず、事業者が外側からの目視のみでは確認できない軒先の屋根裏の調査を十分に行わなかったことを挙げている。</p>	有	有	①
31	平成26年8月	静岡県	<p>建築物の改修工事において、天井裏にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま工事が開始され、天井板の撤去後に発見された。</p> <p>発注者は、当該建材を適切に把握できなかった原因について、当該建築物に使用されていたアスベスト含有建材は、過去に行われた除去工事により全て除去されたものと認識していたが、実際には、一部残っていたことを挙げている。</p> <p>また、当該建材は、外側からの目視のみでは確認できない天井裏に使用されており、事業者においても、当該箇所の調査が不十分であったことが考えられる。</p>	無	—	①②
32	平成26年5月	静岡県	<p>建築物の解体工事において、外装のパネルの内側にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま工事が開始され、事業者が外装のパネルを撤去した際に発見された。</p> <p>静岡労基署は、当該建材が適切に把握されなかった原因について、外装のパネルの内側</p>	無	—	①

No.	発生時期	発生地域	概要	届出	飛散のおそれ	分類
33	平成25年4月	静岡県	<p>が通常アスベスト含有建材が使用されていない箇所であったことを挙げている。 外装のボードや金属パネルの内側は、環境省及び厚生労働省の通知^(注)において、アスベスト含有建材を見落とすやすすい箇所とされていることから、外側からの目視のみでは確認できない当該箇所の調査が不十分であったことが考えられる。 (注) No.18の注参照。</p> <p>建築物の解体工事において、天井裏にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま工事が開始され、事業者が天井板を撤去した際に発見された。 浜松労基署は、当該建材が適切に把握されなかった原因について、天井板に点検口がなく、事業者において、外側からの目視のみでは確認できない天井裏の調査が行いにくかったことを挙げている。</p>	無	—	①
34	平成26年11月	愛知県	<p>建築物の解体工事において、天井にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま解体作業が進められた。 名古屋市が、騒音規制法等に基づく特定建設作業の届出情報を活用して行っている立入検査において、当該建材が発見され、同市は事業者に対して、作業の中止及びアスベストの含有に関する分析を指導した。 名古屋市は、当該建材が適切に把握されなかった原因について、アスベスト含有建材が使用されていたのは増築部分であり、当該部分の設計図書が保存されていないにもかかわらず、事業者が、目視による調査を十分に行っていないことを挙げている。 また、当該建材の発見後、事業者は、アスベストの含有に関する分析を専門の機関に依頼したが、その間、現場において作業が進められており、事業者は、内部での情報共有の不足によるものとしている。</p>	無	有	①③
35	平成26年7月	愛知県	<p>建築物の解体工事に係る事前調査において、事務所、電気室等にレベル1及びレベル2のアスベスト含有建材が使用されていることが把握されたため、当該建材について、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出が行われた。 しかし、当該建築物においては、上記届出に係る箇所以外の天井裏でもレベル1のアスベ</p>	有	—	①

No.	発生時期	発生地域	概要	届出	飛散のおそれ	分類
36	平成24年11月	大阪府	<p>建築物の改修工事において、ひさしの内部にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないままひさしを覆う板が撤去され、当該建材が落下した。</p> <p>堺市及び堺労基署は、通常、ひさしの内部にアスベスト含有建材は使用されないとしており、事業者が、外側からの目視のみでは確認できない当該箇所について、アスベスト含有建材が使用されている可能性を認識せず、調査を十分に行わなかったことが考えられる。</p> <p>また、当該建材は、事業者が空気環境測定を行う業者からアスベストの飛散について指摘を受けるまで、約3週間、落下した状態で放置されていた。これについて、事業者は、ひさしを覆う板の撤去後において、速やかに当該建材を把握し、分析を行う必要があったものと考えられ、堺労基署も、事業者に対して、作業中にアスベスト含有建材を発見した場合に適切に対処するための体制を整えるよう指導している。</p>	無	有	①
37	平成24年11月	大阪府	<p>建築物の解体工事において、レベル1のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま解体作業が進められた。</p> <p>大阪府が、通報を受けて立入検査を行い、当該建築物の敷地境界におけるアスベスト濃度の測定を行ったところ、16本/Lが^(注) 検出された。</p> <p>(注) No.16の注参照。</p> <p>大阪府が濃度測定実施前に事業者から聴取した際、事業者は、吹付け材は使用されていないがアスベストは含有していないとの認識を示していた。このことから、分析調査を十分に行わないままアスベストを含有していないと判断したことにより、当該建材がアスベスト含有建材として把握されなかったことが考えられる。</p>	無	有	④

No.	発生時期	発生地域	概要	届出	飛散のおそれ	分類
38	平成26年10月	兵庫県	<p>建築物の改修工事に係る事前調査において、レベル1のアスベスト含有建材が使用されていることが把握されたため、当該建材について、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出が行われた。</p> <p>しかし、当該建築物においては、上記届出に係る箇所以外の天井裏でもレベル1のアスベスト含有建材が使用されており、これについては、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま工事が開始され、天井板の撤去後に発見された。</p> <p>当該建材は、外側からの目視のみでは確認できない天井裏に使用されており、事業者による当該箇所の調査が不十分であったことが考えられる。</p>	有	—	①
39	平成22年5月	兵庫県	<p>建築物の解体工事において、レベル1のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま解体作業が進められた。</p> <p>姫路市が、近隣住民からの通報により状況を把握し、立入検査を行ったところ、吹付け材が使用されているにもかかわらず、事業者は、アスベスト含有の有無について分析調査を行わずに、解体作業を進めていた。</p> <p>このため、姫路市は、事業者に対して、作業の中止及び分析調査の実施を指導し、その結果、レベル1のアスベスト含有建材であることが判明した。</p>	無	有	④
40	平成26年11月	岡山県	<p>建築物の解体工事において、天井裏にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま工事が開始された。</p> <p>事業者は、事前調査において、点検口から目視が可能であった天井裏の一部を確認し、アスベスト含有建材は使用されていないと判断したが、工事開始後、設計図書には記載されていない増築部分があることに気付き、当該箇所の天井裏を確認したところ、当該建材を発見した。</p> <p>環境省及び厚生労働省の通知^(注)では、アスベスト含有建材を見落としやすい例として、敷居のない大フロアで奥の1区画のみ吹き付けられている例が挙げられており、外側からの目視のみでは確認できない天井裏の調査が不十分であったことが考えられる。</p> <p>(注) No.18の注参照。</p>	無	—	①

No.	発生時期	発生地域	概要	届出	飛散のおそれ	分類
41	平成26年7月	岡山県	<p>建築物の解体工事において、天井裏にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま工事が開始された。</p> <p>事業者は、事前調査において、天井の点検口から天井裏を確認していたが、点検口から見えにくい箇所当該建材が使用されていたものである。</p> <p>岡山市が、近隣住民からの通報により状況を把握し、立入検査を行ったところ、事業者は、天井板の撤去後に当該建材を発見したことを踏まえて、作業を中止し、アスベストの含有に関する分析を専門の機関に依頼している状況であった。</p> <p>岡山市は、当該建材が適切に把握されなかった原因について、外側からの目視のみでは確認できない天井裏の調査が不十分であったことを挙げている。</p>	無	—	①
42	平成26年7月	岡山県	<p>建築物の解体工事に係る事前調査において、2階から4階までの天井裏にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていることが把握されたため、当該建材について、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出が行われた。</p> <p>しかし、当該建築物においては、1階の天井裏でもレベル1のアスベスト含有建材が使用されており、これについては、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま工事が開始され、天井板の撤去後に発見された。</p> <p>事業者は、事前調査において、当該建築物の1階においても、点検口から天井裏を確認していたが、当該建材が点検口から離れた一角に使用されていたために点検口からの目視では把握できず、アスベスト含有建材が使用されないと判断していたものである。</p> <p>環境省及び厚生労働省の通知^(注)では、アスベスト含有建材を見落としやすい例として、敷居のない大フロアで奥の1区画のみ吹き付けられている例が挙げられており、外側からの目視のみでは確認できない天井裏の調査が不十分であったことが考えられる。</p> <p>(注) No.18の注参照。</p>	有	—	①
43	平成25年9月	岡山県	<p>建築物の改修工事において、レベル1のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま当該建材が除去された。</p> <p>岡山県は、当該建材がレベル1のアスベスト含有建材として適切に把握されなかった原因について、当該建材は天井板に吹き付けられ、一体化していたため、事業者が、飛散性の</p>	無	有	⑦

No.	発生時期	発生地域	概要	届出	飛散のおそれ	分類
44	平成27年2月	広島県	建築物の解体工事において、天井裏にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づき届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま工事が開始された。 当該建材は、4階建てである当該建築物の2階の一部で使用されており、解体作業中に発見されたものである。 当該建材は、外側からの目視のみでは確認できない天井裏に使用されており、事業者による当該箇所の調査が不十分であったことが考えられる。	無	—	①
45	平成26年8月	広島県	建築物の改修工事において、天井裏にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づき届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま天井板が撤去された。 広島市及び広島中央労基署は、各届出及び飛散・ばく露防止措置が講じられないまま作業が行われた原因について、事業者が、柱、壁等の建築物の主要な構造に係らない工事の場合には、大防法及び安衛法の規制対象工事に該当しないと認識し、事前調査、各届出等は不要と判断していたことを挙げている。	無	—	⑤
46	平成26年5月	広島県	建築物の改修工事において、天井裏にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づき届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま天井板が撤去された。 広島市は、各届出及び飛散・ばく露防止措置が講じられないまま作業が行われた原因について、事業者が、工事内容が内装の撤去にとどまる場合には、大防法及び安衛法の対象工事に該当しないと認識し、事前調査、各届出等は不要と判断していたことを挙げている。	無	—	⑤
47	平成25年7月	広島県	建築物の解体工事において、天井裏にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づき届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま天井板が撤去された。 事業者は、天井裏におけるアスベスト含有建材の有無を調査するために全ての天井板を	無	—	⑤

No.	発生時期	発生地域	概要	届出	飛散のおそれ	分類
48	平成27年4月	福岡県	<p>撤去したものであり、これにより、当該建材が発見され、解体は中止され、その後、解体の再開に当たって、当該建材を除去するために各届出が行われた。</p> <p>これにより状況を把握した広島市が、全ての天井板を撤去することは、事前に大防法に基づき届出等を要する作業に当たるとして、指導を行った。</p> <p>広島市は、各届出及び飛散・ばく露防止措置が講じられないまま作業が行われた原因について、事業者が、内装の撤去を行うのみであれば、大防法及び安衛法の規制対象工事に該当しないと認識し、各届出等は不要と判断していたことを挙げている。</p>	無	—	①
49	平成25年5月	福岡県	<p>建築物の解体工事において、天井裏にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づき届出及び安衛法に基づき届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま工事が開始され、天井板の撤去後に発見された。</p> <p>当該建材は、外側からの目視のみでは確認できない天井裏に使用されており、事業者による当該箇所調査が不十分であったことが考えられる。</p> <p>建築物の解体工事において、天井裏にレベル1のアスベスト含有建材が使用されており、大防法に基づき届出及び安衛法に基づき届出は行われていたものの、飛散・ばく露防止措置が講じられないまま天井板が撤去された。</p> <p>大防法に基づき届出を受けた福岡市が、当該建築物の敷地境界におけるアスベスト濃度の測定を行ったところ、44本/L^(注)が検出された。</p> <p>(注) No.16の注参照。</p> <p>福岡市は、飛散・ばく露防止措置が講じられないまま作業が進められた原因について、事業者は、工区ごとに工期を分けて当該建材を除去する予定であったが、一部の工区で、予定されていた工期の前に、作業が行われたことを挙げている。当該建材及び工程の情報が内部で適切に共有されていなかったことが考えられる。</p>	有	有	③
50	平成24年10月	福岡県	<p>建築物の改修工事において、エレベーターの機械室の床下にレベル2のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づき届出及び安衛法に基づき届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま工事が開始され、床板の撤去後に発見された。</p> <p>福岡中央労基署は、当該建材が適切に把握されなかった原因について、当該建築物にお</p>	無	有	①②

No.	発生時期	発生地域	概要	届出	飛散のおそれ	分類
51	平成26年7月	熊本県	<p>建築物の解体工事に係る事前調査において、1階の天井裏にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていることが把握されたため、当該建材について、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出が行われた。</p> <p>しかし、当該建築物においては、2階及び3階の天井裏でもレベル1のアスベスト含有建材が使用されており、これについては、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま工事が開始され、天井板の撤去後に発見された。当該建材は、外側からの目視のみでは確認できない天井裏に使用されており、事業者による当該箇所の調査が不十分であったことが考えられる。</p> <p>また、1階の天井裏にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていることが把握されている以上、2階及び3階の同一構造の箇所については、特に注意すべきであったものと考えられる。</p>	有	—	①⑥
52	平成24年4月	熊本県	<p>建築物の解体工事において、2階及び3階の天井裏にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま工事が開始された。</p> <p>熊本県が事業者から聴取した際、事業者は、発注者が過去に行った調査でアスベスト含有建材が使用されていないことが確認されているとの認識を示していたことから、事業者が、発注者からの説明でアスベスト含有建材は使用されていないものと誤認し、再度十分な事前調査を行わなかったことが考えられる。</p>	無	—	②

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「届出」欄及び「飛散のおそれ」欄については、集計表と同様である。

3 「分類」欄については、集計表の各分類によるほか、下線を付しているものは集計表の「時期」欄の「周知後」又は「未周知」に該当する。

(6) レベル3のアスベスト含有建材の適切な処理の推進

勧 告	説明図表番号
<p>建築物に使用されたアスベスト含有成形板などレベル3のアスベスト含有建材(以下「レベル3建材」という。)については、レベル1又はレベル2のアスベスト含有建材に比べ相対的にアスベストの飛散性は低いものの、除去作業時に破碎や切断するなど、その取扱いが不適切な場合、アスベストが飛散するおそれがあることが指摘されている^(注1)。</p>	
<p>(注1) 「被災地におけるアスベスト大気濃度調査(第13次モニタリング)結果について(平成27年10月16日時点)」(平成27年10月19日平成27年度第1回アスベスト大気濃度調査検討会資料)によると、レベル3建材のみが使用されている作業現場付近で、レベル3建材を破碎・切断したことなどから、アスベスト繊維数濃度10本/Lが検出された事例が報告されている。</p>	表2-(6)-①
<p>このレベル3建材の除去作業に関しては、その作業に従事する労働者のばく露防止を図る観点から、石綿則では、湿潤化等の措置を事業者に義務付けている(石綿則第13条第1項)。一方、レベル3建材はアスベストの飛散性が低いため、大防法には特段の規制が設けられていないものの、環境省の中央環境審議会は、「石綿の飛散防止対策の更なる強化について(中間答申)」において、「レベル3建材を使用した建築物等の解体作業等で石綿が飛散する状況について、実態が明らかにされていないことから、調査事例の収集等によりその実態を明らかにし、検証した上で必要な措置を検討することが適切と考えられる」とし、将来の規制措置の導入を念頭に置いた検討を行うべき旨を指摘している。この指摘を踏まえ、環境省では、平成27年度から、レベル3建材のみを使用した建築物等の解体現場をアスベスト大気濃度調査の対象に追加するなど、レベル3建材からのアスベストの飛散実態を把握する取組に着手している。</p>	表2-(6)-②
<p>また、建築物の解体等工事時におけるレベル3建材の取扱いについて、環境省は、飛散防止対策マニュアルにおいて、その種類と除去作業における留意事項(養生や湿潤化などの方法)を事業者等に対し示している。また、地方公共団体の中には、条例や要綱により、レベル3建材が使用されている建築物の解体等工事を行う際の届出義務を課すなどの規制(以下「レベル3建材規制」という。)を実施しているものもみられる。</p>	表2-(6)-③
<p>今回、39県市において、レベル3建材規制の実施状況、解体等工事におけるレベル3建材の取扱状況を調査したところ、以下のような状況がみられた。</p>	表2-(6)-④
<p>調査した県市のうち12県市では、レベル3建材規制を実施しており、その実施に至った端緒をみると、i) レベル3建材の除去作業に対する住民の関心が高く、問合せ等に適切に対応する必要があったこと(4県市)、ii) レベル3建材を重機で破碎するなど不適切な方法で解体している例があったこと(1県市)などとなっている。</p>	表2-(6)-⑤、⑥
<p>レベル3建材規制の内容としては、下表のとおり、i) 作業実施前の届出(8県市)、ii) 湿潤化など県市が独自に策定した作業実施基準^(注2)の遵守(12県市)、iii) 立入検査の実施(12県市)などとなっている。</p>	表2-(6)-⑦、⑧

(注2) 12県市が独自に策定した作業実施基準の内容は、いずれも飛散防止対策マニュアル等に沿った内容となっている。

表 県市におけるレベル3建材規制の主な内容

(単位：県市)

主な規制内容	該当県市
作業実施前の届出	8
作業実施基準の遵守	12
アスベストの飛散状況の確認（アスベスト濃度測定等）	9
作業完了後の届出	2
立入検査の実施	12

(注) 当省の調査結果による。

レベル3建材規制を実施している県市では、レベル3建材規制により、i) 事業者への指導が行いやすくなった（3県市）、ii) 住民からの問合せ等に対応でき、不安の払拭につながっている（4県市）などの効果があったとしている一方、大防法による全国一律の規制ではないため、レベル3建材規制を実施していない県市に所在する事業者に対する独自規制の周知に苦慮している（2県市）との意見もみられた。

表2-(6)-⑨

また、作業実施前の届出を義務付けている8県市のうち1県市では、当該届出のあった全ての工事現場に立入検査を行っており、その結果に基づきレベル3建材規制の遵守状況をみると、養生不完全、散水不足（湿潤化不足）など作業実施基準が遵守されていない事例が発見されている。さらに、届出のあった箇所以外にもレベル3建材が発見された、いわゆる届出漏れの割合が6割前後にも及んでおり（平成25年度は事前届出714件に対し400件（56%）、26年度は事前届出649件に対し407件（63%））、当該県市によると、こうした届出漏れは、事業者の知見不足のため、レベル3建材を的確に把握できていないことに起因しているものが多いとしている^(注3)。

表2-(6)-⑧（再掲）の(ii)No.3

(注3) 上記1県市以外の7県市においても立入検査を行っているが、指導記録等が作成されていないため、作業実施基準の遵守や届出漏れ状況は把握できなかった。

このような作業実施基準の遵守状況や届出漏れで適切な処理がなされなかった状況を勘案すると、解体等工事においてレベル3建材の取扱いは必ずしも適切に行われているとはいえ、結果として、アスベストの飛散・ばく露のおそれがあったものとみられる。

他方、27県市においては、人員不足や業務量が膨大になること（10県市）などを理由に、条例や要綱によるレベル3建材規制を実施していないことから、解体等工事におけるレベル3建材の取扱状況は明らかになっていない。

表2-(6)-⑩

このため、平成22年4月から27年7月までの間に上記27県市で行われた解体等工事について、新聞情報や県市が把握している情報を基にレベル3建材の把握漏れの事例

表2-(6)-⑪、⑫

や不適切な除去の事例の有無等を調査したところ、i) 事業者による事前調査においてレベル3建材を的確に把握していない例が2件、ii) 事業者がレベル3建材を除去する際に、十分に湿潤化せずに除去していた例が2件みられた。

今回の調査では、解体等工事におけるレベル3建材の除去作業の実態を必ずしも十分に把握できなかったものの、環境省の中央環境審議会が「石綿の飛散防止対策の更なる強化について（中間答申）」で指摘しているとおおり、レベル3建材の除去作業時の取扱い次第では、アスベストの飛散・ばく露のおそれがあり、健康被害の発生も危惧されるため、実態を把握し、対策を講じていくことが必要と考えられる。

【所見】

したがって、環境省は、解体等工事におけるレベル3建材の不適切な除去作業によるアスベストの飛散を防止する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 解体等工事におけるレベル3建材の取扱いの実態を把握し、その結果を踏まえ、レベル3建材の取扱いについて大防法における在り方も含めて検討し、所要の措置を講ずること。
- ② 当面の措置として、飛散防止対策マニュアルにおけるレベル3建材の把握方法や除去作業に関する留意事項について、再度、関係者に周知徹底を図ること。